

年 月 日

安全保障輸出管理に関する申告書

(所属部局長) 殿

所属 _____ 学部・研究科
氏名 _____ (署名)

私は、貴法人が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり申告いたします。

記

私は、

- ☐ 裏面の①に該当します。
- ☐ 裏面の②に該当します。
- ☐ 裏面の①及び②に該当します。
- ☐ 裏面のいずれにも該当しません。なお、今後新たに特定類型に該当することとなった場合には報告します。

また、貴学への入学(受入・採用)に際し、下記の事項について確認しました。

- 1 次のいずれかに該当する場合には、指導教員(所属部局)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び在学(受入期間・在職)中は貴学の定める内部規程に従い所定の手続を行います。
 - 一 研究上の技術情報を外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合、又はこれを在学(受入期間・在職)後に提供することが明らかとなった場合
 - 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを輸出することが明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等)、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

(裏面へつづく)

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）
- （イ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
- （ロ）当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

※ 「特定類型」については、

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf

の4頁を参照してください。

